南あわじ市社協発! 地域応援プロジェクト

「 臨時休校中の子どもと家族を地域で支えよう!」活動助成事業応募要項

社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会

1 趣旨

- ・内閣総理大臣による、新型コロナウイルス感染症対策としての小中学校、高等学校及び特別支援学校に対する臨時休校の要請を受け、市内すべての小中学校・高等学校で臨時休校の措置がとられています。
- ・休校期間及び春休み期間には、ひとり親家庭や共働き世帯など諸々の困りごとをかかえる家庭 の子どもたちの過ごし方と孤立化が懸念されます。
- ・こうした状況において、市内でも店舗の空き時間や交流スペース等を活用した住民による主体 的な子どもたちへの支援活動が始まっています。
- ・南あわじ市社会福祉協議会では、『善意銀行』に寄せられた寄付金を活用し、児童や保護者が 新学期を安心して迎えられるような環境づくりのために、これらの活動を資金面で支える目的で、 本助成事業を実施します。

2 実施主体

社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会



3 助成対象団体等

・こどもの居場所づくり、食事支援、学習支援等、地域において子どもや保護者に対する支援活動を展開している、<u>南あわじ市に在住する個人・団体であること</u>を要件とします。 法人格の有無は問いません。

4 助成対象事業

- ・新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休校に伴い、社会的に孤立することが懸念される 子どもや保護者を、緊急的に支援する活動を対象とします。
- ・ 令和 2年3月2日(月)以降、令和2年4月以降の新学期開始までの期間に実施される活動を 対象 とします。
- ・3月2日以降の活動であれば、申請時より以前に開始された活動も対象とします。
- ・団体が行っている通常活動の範囲内での活動は対象外とします。<u>臨時休校に係る緊急的かつ</u> 一時的な支援活動として実施され、その活動に伴う経費の必要性が応募書から読み取れることを 助成要件とします。

5 対象経費

臨時休校に係る緊急支援活動を実施するために必要となる以下の経費を対象とします。

- ·物品、食材等購入費
- ・交通費、ガソリン代、会場費等
- ※人件費や団体の通常活動(営業)に係る経費、公的資金が充てられる費用は対象外となります。

6 助成額

- •1 団体あたりの助成上限額は3万円です。
- ・助成総額は 30 万円を予定しています。ただし、今後の寄付の状況によって増額したいと考えています。
- ・赤い羽根共同募金会の「緊急助成事業」と併用いただけます。

7 応募方法および助成決定等

- ・別紙応募様式に必要事項を記入の上、下記のメールアドレスへ送付してください。(メールのみで受け付けます。受付後2営業日以内に本会より確認メールをお送りします。)
- ※メールのない団体・個人の方は相談に応じますのでお問い合わせください。
- ・助成決定は、本会ホームページで公表のうえ、応募団体・個人あてに通知を送付します。
- ・助成金は精算払いとします。助成を決定した団体・個人には、活動終了後1か月以内に活動・精 算報告書および領収書のコピーを提出いただき、本会で確認のうえ送金します。
- ・報告書等の様式は助成決定時にお示しします。
- ・活動のようすを取材させていたただくことがありますので、その節はご協力をお願いいたします。
- ・なお、活動実態を確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合もありますのでご承知おきください。

8 スケジュール

令和 2年 3月 9日(月) 応募受付開始

応募期間延長しました!

3月19日(木) 3月31日(火) 応募締め切り

4月3日(金) 助成決定(本会ホームページ公表)

※今後も新学期の始期等の状況に応じて募集期間を延長いたします。

9 寄付のお願い

社協では、こうした地域での活動を応援するための寄付金をひろく募集しています。多くの方の

ご協力をお願いいたします。

【郵便振込口座】00920-5-311050 社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会 (フク)ミナミアワジシシャカイフクシキョウギカイ



【応募・問い合わせ先】 社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会

〒656-0122 南あわじ市広田広田 1064 番地【山口:齋藤】

Tel 0799-44-3007 FAX0799-44-3037 Email info@minamiawaji-shakyo.or.jp